

平成 28 年 3 月 吉日

## お知らせ

協力会社各位

春陽の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。  
この度新年度を迎えまして弊社のシステムの変更がございます。一部提出書類等が  
変更されますのでご案内申し上げます。

### ① 指定請求書用紙の変更

新書式については添付資料-1をご参照下さい。新しい書式の請求書用紙は現場から発行  
致します。書類に各協力会社様の捺印の上、ご提出お願いします。

(4月1日から弊社ホームページからも入手可能です。)

旧書式の請求書(青色3枚綴り)は、しばらくの間は使用できますので、ご理解の程お願い致  
します。(旧書式の請求書用紙は平成28年3月末日をもって販売終了となります。)

### ② 出来高査定用紙の変更

出来高査定用紙についても当社指定用紙(現場発行)(添付資料-2)に変更されます。当面  
の間は、各協力会社様の仕様の帳票でも会社印(登録の住所、電話番号記載)のあるもので  
あれば問題ございません。詳細につきましては各現場担当者と打合せをお願いします。

### ③ 相殺・立替の処理方法の変更

相殺、立替が発生した場合には、相殺承諾書(添付資料-3)にてマイナス金額の記載された  
書類に各協力会社様の捺印(※1)の上、ご提出お願いします。

(※1 業者コード登録の住所、電話番号を記入の上、捺印お願いします。)

### ④ 安全協力会会費の徴収額の端数の取扱の変更(一栄会会則の変更)

添付資料-4をご参照下さい。

一栄会会則

【変更前】第30条(2)項 ハ. 徴収額の100円未満は切り上げて100円とする。

【変更後】第30条(2)項 ハ. 徴収額の10円未満は切り捨てとする。

以上

株式会社イチケン

問合せ先

各支店 業務管理部

## 請 求 書

2015年04月01日

株式会社 **イチケン** 御中

下記のとおり請求いたします。

お取引先CD	G000000
印	

工事CD	工 事 名 称
	(仮称) 新築工事
発注 No.	発 注 名 称

		金 額
①	工 事 価 格	1,000,000 円
②	当 月 出 来 高	1,000,000 円
③	出 来 高 累 計	1,000,000 円
④	保 留 金	0 円
⑤	既 払 額	0 円
⑥	今回請求額(税抜) (③-④-⑤)	1,000,000 円
⑦	消 費 税 等	80,000 円
⑧	今回請求額(税込) (⑥+⑦)	1,080,000 円

支払条件	
支払金種条件	手形サイト

承認	所属長	現場	予算照合

問合せ番号： 0000000000000000000921

株式会社 **イチケン**

### 出来高調書

印

部長	担当部長	所長

工事件名・コード	協力会社名	契約件名・契約番号	2015年04月分		取極金額	100%	500,000 円	担当部店					
			出来高算定期間	前回迄支払額	%	円	作業所						
			自 2015年04月01日	累計支払額	60.00 %	300,000 円							
			至 2015年04月30日	差引残額	40.00 %	200,000 円	費目	材料					
名称	仕様	単位	取極			前回迄出来高		今回出来高		累計出来高		差引残額	
			数量	単価	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
コンクリート工事 骨材					500,000				300,000		300,000		200,000
小計					500,000				300,000		300,000		200,000
保留金額													
保留金解除金額													
税抜金額					500,000				300,000		300,000		200,000
消費税					40,000				24,000		24,000		16,000
税込金額					540,000				324,000		324,000		216,000

# 相 殺 承 諾 書

2015年04月30日

株式会社 **イチケン** 御中

下記内容の金額を  
当社への支払と相殺することを承諾します。

お取引先CD	
印	

工事CD	工事名称
発注No.	発注名称

		金額
①	工事価格	-100,000 円
②	当月出来高	-100,000 円
③	出来高累計	-100,000 円
④	保留金	0 円
⑤	既払額	0 円
⑥	今回請求額(税抜)(③-④-⑤)	-100,000 円
⑦	消費税等	-8,000 円
⑧	今回請求額(税込)(⑥+⑦)	-108,000 円

【控除内訳】

取引先	摘要	科目	金額
		未成工事支出金：機械等経費	-100,000
【 合 計 】			-100,000

承認	所属長	現場	予算照合

## 一栄会会則 一部改定

㈱イチケン 新基幹システムに伴う安全衛生部会会費 徴収額の端数額変更について

株式会社イチケンで新基幹システムを2016年4月1日に導入するにあたり、安全衛生部会会費の徴収額の端数額が従来と異なり、一栄会 会則 第30条(2)ハを改定。

改 定 前	改 定 後																
<p>第30条 (1) 安全衛生部会の維持費は下記による。</p> <p>イ. 会費</p> <p>ロ. 助成金</p> <p>ハ. 寄附金</p> <p>(2) 会費は下記により毎月株式会社イチケン オフィスセンターの支払日に徴収する。</p> <p>イ. 運営部会員・対象支払額の</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>商社・材料納入業者</td> <td>1/10,000</td> </tr> <tr> <td>労務・外注業者</td> <td>5/10,000</td> </tr> </table> <p>ロ. 運営部非会員・対象支払額の</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>商社・材料納入業者</td> <td>1/10,000</td> </tr> <tr> <td>労務・外注業者</td> <td>10/10,000</td> </tr> </table> <p>ハ. 徴収額の100円未満は切り上げて 100円とする。</p>	商社・材料納入業者	1/10,000	労務・外注業者	5/10,000	商社・材料納入業者	1/10,000	労務・外注業者	10/10,000	<p>第30条 (1) 安全衛生部会の維持費は下記による。</p> <p>イ. 会費</p> <p>ロ. 助成金</p> <p>ハ. 寄附金</p> <p>(2) 会費は下記により毎月株式会社イチケン オフィスセンターの支払日に徴収する。</p> <p>イ. 運営部会員・対象支払額の</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>商社・材料納入業者</td> <td>1/10,000</td> </tr> <tr> <td>労務・外注業者</td> <td>5/10,000</td> </tr> </table> <p>ロ. 運営部非会員・対象支払額の</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>商社・材料納入業者</td> <td>1/10,000</td> </tr> <tr> <td>労務・外注業者</td> <td>10/10,000</td> </tr> </table> <p>ハ. 徴収額の10円未満は切り捨てて 10円とする。</p>	商社・材料納入業者	1/10,000	労務・外注業者	5/10,000	商社・材料納入業者	1/10,000	労務・外注業者	10/10,000
商社・材料納入業者	1/10,000																
労務・外注業者	5/10,000																
商社・材料納入業者	1/10,000																
労務・外注業者	10/10,000																
商社・材料納入業者	1/10,000																
労務・外注業者	5/10,000																
商社・材料納入業者	1/10,000																
労務・外注業者	10/10,000																

例) 運営部会員 労務・外注業者で支払金額が45万円の場合

改 定 前
$450,000 \times 5 / 10,000 = 225円 \rightarrow$ <b>実質徴収額: 300円</b>

改 定 後
$450,000 \times 5 / 10,000 = 225円 \rightarrow$ <b>実質徴収額: 220円</b>